

病院レストラン及び職員食堂運営事業契約書(案)

国立大学法人滋賀医科大学長 上本伸二（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、国立大学法人滋賀医科大学医学部附属病院（以下「附属病院」という。）の病院レストラン及び職員食堂運営事業（以下「サービス事業」という。）の業務委託に関し、次のとおり契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は、附属病院の利用者である患者、付き添い者、見舞客及び教職員（以下「利用者等」という。）に対するサービス事業を乙に委託し、乙は、これを誠実に責任を持って行うものとする。

(契約期間)

第2条 契約期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(施設等の貸与等)

第3条 甲は、サービス事業のために施設及び備品（以下「施設等」という。）を有償で乙の利用に供するものとし、施設等の詳細については、甲が発行する施設利用許可書及び甲乙による賃貸借契約書による。

2 乙は、施設等の全部又は一部を第三者に貸与し又は利用させ、若しくは第1条に規定するサービス事業以外の用に供してはならないものとする。

3 乙は、甲の貸与する施設等を変更使用とするときは、予め文書を持って甲の承認を受けなければならないものとする。

4 乙は、施設等に甲の同意を得て、サービス事業の実施に必要な設備等を乙の負担において設置できるものとする。

(乙の責務)

第4条 乙は、サービス事業を実施するに際しては、関連する法令、規則等を遵守するとともに、善良なる管理者の注意をもって誠実に履行するものとする。

2 乙は、サービス事業を実施するに当たっては、良質な飲食物・サービス等を提供するものとする。

3 乙は、いかなる事由によっても甲の社会的信用を失墜させたり、利用者等の不利益となる行為をしてはならないものとする。

4 乙は、サービス事業を実施する際にトラブルが発生した場合は、乙の責任において解決を図るものとする。

(経費の負担区分)

第5条 乙は、施設等使用料、備品使用料、商品売上に対する販売手数料、光熱水費及び使用物件の維持保存のための通常必要とする経費のほか、清掃、防虫、防鼠、消毒等の衛生管理、ごみ処理にかかる経費等、営業にかかる全ての経費を負担するものとする。

2 施設使用料、備品使用料、商品売上に対する販売手数料、光熱水費については、本学が発行する請求書により、当該請求書に定める支払期限までに支払わなければならない。なお、振込手数料については、乙の負担とする。

3 乙は、甲が商品売上に対する販売手数料を算定するため毎月、甲が指定した期日までに商品売上（消費税及び地方消費税を含む。）を報告しなければならない。

4 商品売上に対する販売手数料は、商品売上額に〇〇%（消費税及び地方消費税を含む。）を乗じて得た額とする。（円未満切捨）

5 施設使用料については、施設使用許可書による。

6 備品使用料については、賃貸借契約書による。

(業務委託対価の不払い)

第6条 甲は、乙に対してサービス事業の業務委託に伴う報酬、その他いかなる対価も支払わないものとする。

(損害賠償)

第7条 乙は、その責に帰する事由により施設等に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償額として甲に支払わなければならないものとする。但し、損害を与えた施設等を現状に回復したときは、この限りでない。

2 前項に掲げる場合のほか、乙が本契約書において規定する義務を履行しないため、甲に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならないものとする。

(サービス事業の業務状況等の報告)

第8条 乙は、定められた期限までに、業務状況報告書を甲に提出するものとし、その事項については、別途甲・乙協議の上定めるものとする。

2 乙は、毎年定期的に収支決算等を書面により甲に報告するものとし、その事項については、別途甲・乙協議の上定めるものとする。

3 乙は、業務に関し監督官庁から指摘、指示を受けたときは、遅滞なく甲に報告するものとする。

4 乙は、甲が、業務状況及び施設等の管理状況等について報告を求めたときは、これに応じなければならないものとする。

5 甲は、施設等を随時実地調査し、乙に、その管理に関し指示することができるものとする。

(秘密保持)

第9条 甲及び乙は、契約期間中において知り得た互いの業務上の秘密について、これを第三者に漏洩してはならないものとする。

2 前項の規定は、本契約の終了後においても同様とするものとする。

(個人情報保護)

第10条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを適正に行うものとする。

2 乙は、業務上知り得た個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止等の適切な措置を講じるものとし、個人情報を他の目的に利用してはならない。

3 乙は、業務の処理を第三者(子会社を含む)に再委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合はこの限りではない。また、再々委託を行う場合以降も同様とする。

4 乙は、甲の承認があるときを除き、業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

5 乙は、個人情報の盗難、紛失、漏えい等の事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に通知するものとする。

6 乙は、業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を業務委託終了後、速やかに甲に返還するものとする。また、自ら収集し、若しくは作成した個人情報については返還又は廃棄するものとする。

7 甲は、乙が本契約の内容に違反していると認めたときは、損害賠償及び契約解除を請求することができるものとする。

(感染症対応)

第11条 患者の生命を脅かす危険性のある院内感染防止や、甲の教職員及びその他の労働者への安全配慮等の観点から、甲が雇用する教職員を出勤禁止とする場合の要件と同等の状態にある請負労働者(管理責任者を含む。)については、甲の請負業務に従事させない。

2 甲の請負業務に従事する者の中に、感染症に感染した者及び感染の疑いのある者が発生した場合には、直ちに甲にその旨の報告を行う。

(契約の解除等)

第12条 甲は、乙に本契約に違背する事実があったと認めたときは、本契約の解除又は契約の一部を変更できるものとする。

2 甲が必要と判断したときは、アンケート調査等を実施し、運営事業に対する評価を

実施できるものとする。その評価結果が著しく不評と判断されるときは、甲は事業内容の改善に関する協議または要求あるいは契約の解除ができるものとする。

3 甲は、乙が乙の責に帰すべき事由により契約の解除を申し出たときは、本契約を解除できるものとする。

4 甲は、甲及び乙がサービス事業の継続が不可能と認めたときは、本契約を解除できるものとする。

5 甲は、不測の事態により施設等の利用を必要とすることとなったときは、乙と誠意をもって協議のうえ本契約の解除又は契約の一部を変更できるものとする。

6 乙は、前4項の規定により契約の解除又は契約の一部変更があった場合、甲に対して異議の申し立て、営業権の補償等の損害賠償その他一切の請求を行使することができないものとする。

7 契約の解除を行うとき又は甲若しくは乙が事業の終了を望むときは、終了の6ヶ月前までに相手方に通知し、契約の解除に関する協議を行うものとする。

(契約期間満了後の施設等の引渡等)

第13条 乙は、第2条の規定により契約期間が満了したとき又は前条の規定により契約が解除となったときは、乙の負担において甲・乙協議のうえ決定する期日までに施設等を原状に回復して返還しなければならないものとする。但し、甲が特に承認したときは、この限りでない。

2 乙が原状回復の義務を履行しないときは、甲は乙の負担においてこれを行うことができるものとする。この場合、乙は甲に異議を申し立てることはできないものとする。

(紛争の解決)

第14条 本契約について、甲、乙間に紛争を生じたときは、双方協議の上これを解決するものとする。

2 本契約に関する訴えの管轄は、滋賀医科大学所在地を管轄する大津地方裁判所とする。

(協議)

第15条 この契約に定めのない事項について、定める必要が生じた場合は、甲乙協議してこれを定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙双方が記名押印のうえ、各自その1通を保管するものとする。

令和3年〇〇月〇〇日

甲 滋賀県大津市瀬田月輪町
国立大学法人滋賀医科大学長
上 本 伸 二

乙